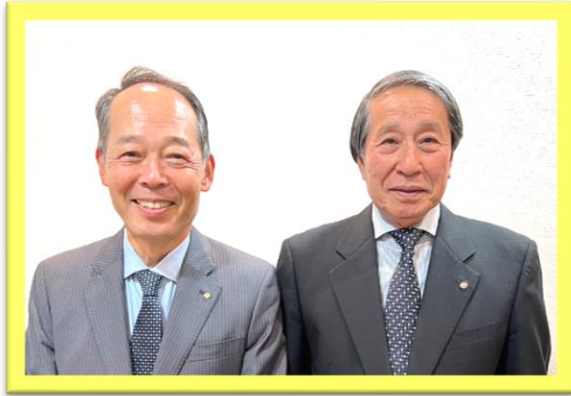




世界に希望を生み出そう

# 草加松原ロータリークラブ

2023-24年度 国際ロータリーのテーマ 世界に希望を生み出そう



## 7月25日の例会記録

### ◆ 会長あいさつ 山崎秀美会長

皆さんこんばんは、今日も暑くて毎日が生きているのが大変ですね。

今日はですね、私がプログラム委員長の牛山さんに頼んだ自分の仕事をPRしていただけるような話とを考えています。

次回は会田小弥太さんに卓話をやっていただきます。塗装についての話で職人さんが真心を込めてペンを丁寧に塗っていると言うような話になるのではないかと思います。何れにしてもその商売・商売をどのような気持ちで取り組まれているのかななどを披歴していただければ有難いと思います。それを聞いて皆さんが参考になることは参考にしていただき、参考にならないものは聞き流していただければと思います。このような話をするのは、初めてと言う方も多分いらっしゃるかとおもいます。年間にできる限り多くの回数をやってみたいと思いますので、宜しくお願い致します。



## 第535回 例会 8月1日 草加市文化会館

### ＊＊本日のプログラム＊＊

開会点鐘	会長挨拶
君が代斉唱	幹事報告
ロータリーソング	委員会報告
ロータリーの目的	SAA報告
四つのテスト	出席報告
お客様紹介	閉会点鐘

誕生祝・結婚祝

### 幹事報告

### 会田小弥太幹事

こんばんは、幹事報告をさせていただきます。何件か報告があります。

\* 7月22日・23日に各部門の合同セミナーが開催されました。ご出席いただきました各委員長の皆さん暑い中ありがとうございました。感謝申し上げます。

\* 米山記念奨学部門セミナーのご案内です。  
開催日 8月27日(日) 受付 13:30～

点鐘 14:00～16:30 終了予定

会場 川口駅前市民ホール フレンドピア

対象者 山崎会長・大塚米山部門委員長

二階堂カウンセラー

ご出席を宜しくお願い致します。

\* 当クラブで支援しております「草加市バレーボール協会」の「草加松原ロータリークラブ杯」大会の案内がきております。

開催日 9月3日(日) 開会式9:15

会場 草加市記念体育館

ご出席していただける方は9時会場に集合下さい  
宜しくお願い致します。

\* 昨日会長・幹事会がございました。そこで「IM」の話が出ました。まだ先の話ですが今回は第9・第10グループ合同で「IM(インターシティミーティング)」を行うという事になります。

開催日 2024年2月8日

会場 三郷市文化会館

具体的な内容はこれからになりますが、講演が中心になるのではないかと思います。

## 国際ロータリー第2770地区第9グループ

# 草加松原ロータリークラブ

会長：山崎 秀美

幹事：会田小弥太

例会日：毎週火曜日 19:00～20:00

例会場：草加市文化会館

事務局：草加市青柳 8-56-21

TEL/FAX 048-967-5315

PC : sokamatsubara@abelia.ocn.ne.jp





## 私の職業と職業理念

司法書士 山崎秀美会長

皆さんこんばんは、会員卓話をやろうと思います。レジュメは配ってあると思いますが、みなさんありますか！

私は、司法書士と行政書士の両方をやっていますが、今日は司法書士について職業と職業理念についての話をさせていただきたいと思います。

私は、大学は理科系なのですが、工場勤めが嫌で塾講師をしていましたが、何か違う事をしようと専門学校に行くと私にできることと言ったら、早ければできるのではないですかと計算が調査士の勉強を資格を取りました。調査士を開業しようと思って実習に行ったところ、今日みたいに暑い日は、照り返して60℃くらいになる。これは非常に厳しいなと、山の中に入ってなどいろいろやりましたが、機材を持って山に登っていくのも結構大変なのです。これは厳しいな～ともう一度勉強をして司法書士を受けることにしたのです。それから何回か受けてということです。年々か前に司法書士法が変わったのです。

第1条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする

第2条 **登記、供託、訴訟**その他の**法律事務**の専門家として、**国民の権利を擁護し**、もつて自由かつ**公正な社会の形成**に寄与することを使命とする。

以前の条文より格調高くなりました。目的は国民の権利を擁護することです。

### 司法書士倫理

司法書士の使命は、**国民の権利の擁護と公正な社会の実現**にある。

その使命を果たすための基本姿勢を司法書士倫理として制定する。

我々は、これを実践し、社会の信頼と期待に応えることをここに宣言する。

綱領 第1条 使命の自覚 第2条 信義誠実 第3条 品位の保持 第4条 法令の精通

第5条 自由独立 第6条 司法制度への寄与 第7条 公益的活動

自由独立と言う事は、他人に圧力をかけられても自分の判断で行動すると言うような事です。

このようなことで日本の司法制度に寄与することを、ここで宣言したわけです。その結果公益活動もその精神でやることになりました。

《業務内容》 登記が中心です。6. 7割が登記です。その他には、申立人から依頼を受けて本人名義で書類を作成し、裁判所に出す。

弁護士さんは、自分の名前で作成するのですが、私たちは代理ではないので書類作成ですから、申立人の名前で作成し、裁判所に提出、書類作成司法書士〇〇と書いて出す。すると不明な点があっても本人の所にはいかずに、作成した司法書士に連絡が来ることになっています。弁護士と司法書士の違いです。

登記とは・・・登記は司法書士業務の中心的なもの 登記は何のためにあるのか！

・ **不動産登記**・・・物権の得喪、変更の**第三者対抗要件**(民法に書いてあるのです)

日本の民法上の財産権は、物件と債権になっています。物に対する直接支配権物件と言います。

日本は、登記名義があっても必ずしも所有者と言えない場合がある。司法書士は不動産に関する登記をします。第三者対抗要件とはどのようなことか！不動産を買う場合、登記名義人が1・2か月の人を信用して買うと、詐欺にあう事がある。今の所有者とあって、どのような経緯で買ったかなどいろいろ調べ、本当の所有者と確認を得てかでないで移転しないと危ないことになる。本当の所有者から所有しないとえらいことになる。

日本の登記は危ない！ドイツとはやり方が違うが、どちらが良いのかはわからない。

・ **商業登記**・・・会社等(法人)の公示

私達の仕事は、職業倫理としては、その人と色々話をして穴が開くようによく見る。辻褄が合わない事をいっていないか！どのように取得の仕方、どのような目的で、などと聞きながら危ない人を見つけると言うことが必要になります。そのような仕事、本人確認をしっかりする。これが私たちの職業倫理になるわけです。

脆弱ではないけど、本来の所有者を守る制度、日本の場合は名義人＝必ずしも所有者とは言えない。ドイツは名義人＝所有者です。色々なバリエーションがある。

相続の場合は少し違います。最近変わりました。遺言があっても民法 899-2、第三者に対しては遺言があってもわからない、自分の法定相続分を超えた分は登記をしなければならないという条文を作ったのです。

それが一番下の民法第 899 条の 2 になります。例外規定になります。これは新しいです。非常に重要な条文です。

前から、遺産分割は、遺言を残さないで亡くなった場合は、相続人だけで遺産を分割して長男が全部相続するという協議書が出来た場合は、登記しなければ第三者対抗要件にならないのです。

### 《参 考》

民法第 175 条(物権の創設) 物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。

民法第 176 条(物権の設定及び移転) 物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる

民法第 177 条(不動産に関する物権の変動の対抗要件) **不動産に関する物権の得喪及び変更**は、不動産登記法

(平成 16 年法律第 123 号)その他の登記に関する法律の定めるところに従いその**登記**をしなければ、**第三者に****対抗**することができない。



民法第 206 条(所有権の内容) 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

民法第 899 条の 2(共同相続における権利の承継の対抗要件) 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第 901 条の規定により算定した**相続分を超える部分**については登記、登録その他

◎ 所有者不明土地問題 ← 災害発生 → 公共事業の必要性＝名義人の探索

- ・ 2011年2月11日東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故発生
- ・ 除染土壌の保管施設用の土地取得難航 ← 候補地の地主不明
- ・ 国家レベルでの相続登記未了土地の調査 → 国交省、法務省  
→ 九州全土より広い面積の土地が相続登記未了? x
- ・ 公共事業のスムーズな推進に向けて **相続登記の申請義務化**



1. 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法の見直し
2. 相続等により取得した土地所有者の国庫への帰属に関する法律(相続土地国庫帰属法)



1. 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し(発生予防)
  - ・ 相続登記の申請義務化(令和6年4月1日施行)・・・過料あり
  - ・ 住所等の変更登記の申請義務化(令和8年4月までに施行)・・・過料あり
  - ※ 登記官が、登記名義人に確認をとった上で、職権で変更登記をする場合あり
2. 土地、建物の利用に関する民法の見直し(令和5年4月1日施行、利用の円滑化)
  - ・ 財産管理制度の見直し・・・個々の所有者不明土地・建物に特化した財産管理制度新設
  - ・ 共有制度の見直し・・・共有者不明の共有物の利用の円滑化
  - ・ 相隣関係規定の見直し・・・ライフラインの引込みを円滑化
  - ・ 相続制度の見直し?・・・長期間(10年)経過後の遺産分割手続では  
特別受益と寄与分は考慮されない = 法定相続分での分割?
3. 相続土地国庫帰属法(発生予防)・・・申請者が**10年分の管理費相当額の負担金納付**  
→ 国庫帰属 (令和5年4月27日施行)

ひとつに絞った卓話でないといけないですね！急いで話でしまいました。少し難しいと思いますが、書いてありますので宜しくお願い致します。

親睦委員会

ゴルフ担当 安田洋介会員

皆さんこんばんは、山崎・会田年度今年度第1回目のゴルフコンペのご案内をさせていただきます。開催日は、9月19日(火)、場所は、千葉カントリークラブ 川間コース 8:25 西コーススタートで5組用意しております。改めてご案内はさせていただきますので、皆様ご参加を宜しくお願い致します。

7月25日 ニコニコBOX			
金額	17,000円	累計	117,000円
7月25日 出席報告			
会員総数	33	出席	16
出席免除	2	MU	2
出席適用	31	出席率	58.06
ZOOM参加者	鈴木 努会員		



**今後のプログラム**

8/8 セミナー報告 レセプション

8/15 休会

8/22 暑気払い例会 梅の花レイクタウン店

山崎 秀美会長	昨日は会長幹事会がりました。今日は会員卓話の第1回目ですので頑張ります。
会田小弥太幹事	7/22、7/23の合同セミナー出席の各委員長の皆様、暑い中ご苦労様でした。ありがとうございます。山崎会長の卓話楽しみです。
飯山 英彦会員	私の職業と職業理念の卓話、ありがとうございました。
大塚 嘉一会員	土曜日、中学の同級生数人と足立区荒川の花火大会に行ってきました。コロナを吹き飛ばすフイナーレは圧巻でした。元セーラー服姿の女子中学生だった人達も大喜びでした。
加藤 芳隆会員	毎年、今年が最高の暑さの更新でと繰り返していますが、暑すぎます。健康に気をつけましょう。山崎会長卓話を宜しくお願い致します。
篠宮 時雄会員	山崎会長、卓話ありがとうございます。
田川 富一会員	暑中お見舞い申し上げます。酷暑の折、皆様体調管理には十分気をつけましょう。世界中で猛暑になっているようです。電力不足にならないよう願います。
田中 和郎会員	山崎会長の卓話楽しみです。よろしくお願いたします。
富永 悟会員	山崎会長、有難いお話ありがとうございました。最近話が長くなりましたね。
二階堂祐司会員	今日は山崎会長の職業奉仕卓話、宜しくお願い致します。
長谷部健一会員	山崎会長の卓話楽しみです。本日も宜しくお願い致します。
安田 洋介会員	先週の歓迎会では大変お世話になりました。
坂田 一人会員	歓迎会をありがとうございました。どうぞ宜しくお願い致します。
竹村 美保会員	